

奈良県訓令第四号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

第四条を次のように改める。

（総括文書管理責任者）

第四条 総務部に総括文書管理責任者を置く。

- 2 総括文書管理責任者は、総務部次長で法務文書を担当するものをもつて充てる。
- 3 総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 4 総括文書管理責任者は、行政文書の管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、文書管理責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、行政文書の管理について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

第四条の二第六項中「法務文書課長」を「副総括文書管理責任者」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（副総括文書管理責任者）

第四条の二 総務部に副総括文書管理責任者を置く。

- 2 副総括文書管理責任者は、総務部法務文書課長（以下「法務文書課長」という。）をもつて充てる。
- 3 副総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 4 副総括文書管理責任者は、前条第四項の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて総括文書管理責任者を補佐する。

第九条、第九条の二、第十条及び第十一条第七号中「法務文書課長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第十二条第一項第五号及び第二項、第十四条並びに第十八条第一項中「法務文書課長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「法務文書課長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第三十二条第一項及び第二項、第三十六条、第三十九条並びに第四十条第一項及び第三項中「法務文書課長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第四十一条、第四十二条の三第一項及び附則第六項中「法務文書課長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第十二号様式中「法務文書課長」を「総括文書管理責任者」に改める。